

# 東洋史研究

第五十七卷 第四號 平成十一年三月發行

## 明朝における朝貢國琉球の位置附けとその變化

——一四・一五世紀を中心に——

岡 本 弘 道

はじめに

第一章 明朝・琉球間關係の統計的推移

第二章 明朝の對琉球優遇政策の展開

第一節 琉球の招諭と明代初期の對琉球姿勢

第二節 明初における琉球への優遇政策の内實

第三節 「三十六姓下賜」の再検討

第三章 琉球優遇政策の轉換とその要因

第一節 正統年間以降の朝貢制限の動きと琉球

第二節 成化年間以後における琉球への朝貢制限  
おわりに

## はじめに

一四世紀末以降、東アジア・東南アジアに渉る海上交易の主要な擔い手として繁榮した琉球王國の存在は、既に廣く認知されている。明朝・洪武五年（一三七二）に初めて中華王朝に入貢した琉球は、その當初においては中山・山南・山北の三勢力がそれぞれ明朝との朝貢關係を結んでいたが、やがて山北・山南の二勢力が中山に併合され、統一交易勢力として發展を遂げていくことになる。この過程については、從來から多くの研究者達の注目を集めてきたところであり、特に琉球王國の漢文外交文書を收録した『歷代寶案』が昭和八年に至って公開され、中華王朝・朝鮮のみならず廣く東南アジア諸國にまで派遣された交易船に關する具體的な史料が提供されたことは、海域アジア世界における琉球の歴史的意義への關心を喚起する大きな動機になった。<sup>(1)</sup>既に昭和一〇年代にはこの『歷代寶案』に依據した研究成果が相次いで發表されており、<sup>(2)</sup>戦後の琉球對外交渉史研究も大筋ではこの時期の實證研究を土臺に築かれたものであると云うことができる。

琉球の海上交易の發展を支えた要因としては、高良倉吉氏の以下の認識が通説として受け入れられている。すなわち、明朝の朝貢政策と海禁政策が中國商人の活動を制限し、東アジア・東南アジアにおける地域間交通の不均衡をもたらした。交易船を明朝から下賜され、その船舶を操る航海能力、また通譯並びに漢文文書の作成能力を支える中國人集團「久米村」が形成された。琉球が三山時代を経て統一國家を形成し、その結果國家が自ら商人としてふるまう國營貿易として琉球の海外交易活動を展開し得た、等々の諸要因である。<sup>(3)</sup>また琉球の海上交易を衰退に導いた原因としては、アジアに進出したポルトガル人の暴力的な商業活動と海禁の形骸化に伴う中國商人の活動の活潑化、そして日本商人の東南アジア進出によって琉球の中繼貿易の利點が失われたことなどが挙げられている。<sup>(4)</sup>

これらの説明は發展を「支え」「阻害した」要因としては確かに首肯しうる。しかし以上の要件の大部分は他の朝貢國についても同様に認められるものであり、特に琉球が有力な勢力となり得た要因については改めて検討する必要がある。

現時點で敢えてその理由を求めれば、中國・日本・朝鮮半島・東南アジアの中間に位置するという地理的條件と共に、前掲の海船下賜の如き明朝の琉球優遇政策が擧げられようが、如何なる目的の下に優遇政策が行なわれたのか、また琉球の海上交易活動とどのようにに連關するののかという命題に對しては、さらに検討の餘地がある。よつて本論考においては、明朝と琉球との關係の推移に焦點を絞り、明朝の琉球優遇政策についてその背景や構圖を考察して、海域アジア世界における琉球の海上交易活動全體の理解への一助たらんことを目指すものである。

## 第一章 明朝・琉球關係の統計的推移

洪武五年（一三七二）の朝貢關係開始以來、琉球が頻繁に入貢を繰り返し、明朝もそれを容認していたことは既に周知の事實である。秋山謙藏氏が『明史』の記述に基づいて作成した朝貢回数表によれば、琉球は第一位・百七十一回と第二位の安南以下を大きく引き離しており、明朝に對して最も頻繁に朝貢使節を派遣した國ということになっている。<sup>(5)</sup>このような明朝との密接な朝貢關係が、琉球の海上交易活動の基軸をなしていたという理解は、既に共通認識となっている。

琉球の朝貢頻度の時代的推移については、小葉田淳氏が『歴代寶案』から確認できる派遣船數を中山王の治世毎に集計・検討し、「使船數の多少より觀て、尙圓以前（引用者註……一四七〇）が琉明通交の盛期であり、尙眞代（同上……一四七〇～一五二〇）を中間階段として尙清以後（同上……一五二七）衰退するといふ事になる」と述べ、更に半世紀の長きに渡る尙眞代を貢期が二年一貢から一年一貢に變化した正徳二年以前と以後に二分して、「前期一年平均一・八隻強、後期一・二隻となつて相當の差がある」ことを指摘している。<sup>(6)</sup>しかし小葉田氏は『歴代寶案』を重視する立場からか、『歴代寶案』の琉球側文書が缺落している期間、すなわち永樂二年（一四二四）以前と正統八年（一四四三）から天順六年（一四六二）の間の朝貢狀況については検討から除外しており、その結果一五世紀前半以前の朝貢狀況については斷片的な認識しか提示しない。また中山王の治世を單位として集計・分析を加えている點も、むしろ明朝側の動向、對琉球姿勢の推移、

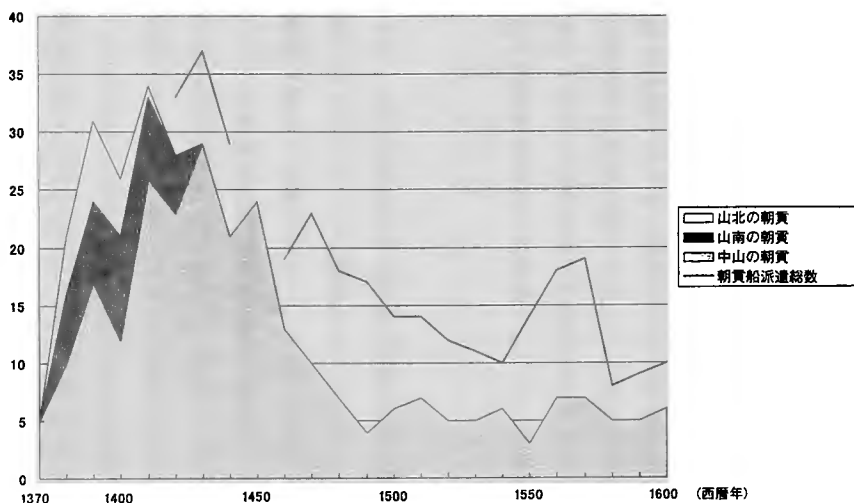
華僑社會の展開といった各要素が琉球の朝貢活動を大きく左右したとする通説の理解からすると、必ずしも妥當な分析手段であるとは考えにくい。また最近では生田滋氏が『明實錄』と『歷代寶案』を併用して、一六〇九年に薩摩の支配下におかれる以前、すなわち所謂「古琉球期」の琉明關係を前期（一三七二・洪武五〇一四三九・正統四）、中期（一四四〇・正統五一五二七・正徳一二）、後期（一五一八・正徳一三一六〇九・萬曆三七）に大別し、さらに各期を細分して七つの時期を設定する説を提示している。<sup>(7)</sup>後述するように、『明實錄』と『歷代寶案』の併用によって琉球の朝貢活動の概略を示すという姿勢は極めて妥當であり、氏の見解には参照すべき點も少なくないが、時期區分の基準となっている朝貢頻度への認識はやや圖式的に過ぎる。<sup>(8)</sup>またこの時期の史料狀況は決して恵まれたものでなく、氏のような細かな時期區分が果たして有効であるか、さらなる検討が必要であらう。

したがってまず第一に、『明實錄』と『歷代寶案』に依據して、琉球の朝貢狀況の變遷を改めて確認する作業が必要となる。『明實錄』は原則として歴代皇帝の治世毎に編纂された編年體の史料であり、明代全體を通じて琉球の朝貢狀況を收録するが、その情報は主に入貢の日附、正使等の名前など斷片的なものに過ぎない。朝貢使節の規模や朝貢品の内容など、具體的な情報は琉球側で保存された外交文書集である『歷代寶案』に據らなければならないが、『歷代寶案』は古琉球期の文書については脱漏が多く、通時代的な検討には難がある。このような兩者の史料性格に注意しつつ、『明實錄』から確認できる朝貢頻度と『歷代寶案』から確認できる朝貢船派遣頻度について、西曆編年を基準に十年期單位での三山各勢力別の時代的推移をグラフにしたのが圖1である。<sup>(9)</sup>以下このグラフから読み取れる傾向について、より詳細な検討を加えてみたい。

a 琉球朝貢の開始當初は、ほぼ二年に一回の頻度で朝貢使節が派遣されているに過ぎない。ところが後述のように洪武一六年（一三八三）に内使監丞の梁民が琉球に派遣され、中山王に鍍金銀印を下賜し、合わせて三山の抗爭をやめるよう諭して以後、急激に朝貢頻度は増大してゆく。<sup>(10)</sup>よってこの洪武一六年をひとつの劃期とみなすことができる。

圖 1 10年期單位の琉球朝貢の動向

(回・隻)



b 以後一四三〇年代までは多少の増減はあるものの、琉球全體としてはほぼ一年に三回の頻度で安定して朝貢しており、朝貢頻度の面から観る限り、この間の時期を最盛期ということができよう。<sup>(11)</sup> 三山の中では常に中山が優勢であり、一三八〇～九〇年代にかけてそれぞれ増加した山南・山北の朝貢も、一四〇〇～二〇年代にかけて徐々に中山に吸収される形で衰退していく。山北の朝貢記事は永樂十三年（一四二五）四月丙戌の條、山南の朝貢記事は宣德四年（一四二九）一〇月癸巳の條を最後に『明實錄』から姿を消してゆくが、共に中山に併合されたものと思われる。<sup>(12)</sup>

c そしてこのグラフによる限り、一四四〇年代から朝貢頻度は減少に轉じている。『歴代寶案』の文書の缺落のため、一四四〇～五〇年代の朝貢船派遣頻度については推測によるしかないが、遅くとも一四六〇年代までには、朝貢船派遣頻度も減少に轉じていたことは間違いない。さらに一四六〇～七〇年代に朝貢頻度は急激に減少しているのに對し、<sup>(13)</sup> 朝貢船派遣頻度は緩やかな減少を示し、琉球側が朝貢機會の減少に對して、一回毎の派遣船數を増やすことで對應した様子がうかがえる。それでも全體的な減少傾向は明らかであり、一四八〇年代以後は二

年間に一回の朝貢で安定、朝貢船派遣頻度では一年当たり一隻から一・五隻、つまり二年一貢として一回の朝貢で二隻から三隻の派遣ながら徐々に減少傾向を強めている。

d 緩やかながら着實に減少傾向を見せる朝貢船派遣頻度であるが、倭寇の活動が活潑であった嘉靖年間後期、つまり一五五〇～六〇年代、さらには七〇年代にかけて朝貢船の派遣頻度が急増する。この時期の特徴としては、護送・補貢・接貢等の名目で派遣された進貢船が頻見されることである。

ただしこの時期の朝貢船派遣頻度の増加は、朝貢貿易の規模擴大を意味しない。その證據として、派遣朝貢船の乗組員数の變遷(表1)を舉げておく。<sup>(15)</sup>一五二〇年代を境に平均乗組員数が半減しているが、これは琉球の朝貢船がより小型の琉球船になっていたことに對應するものであらう。<sup>(16)</sup>逆にそれ以前の平均乗組員数はほぼ二百五十人前後で安定しており、すなわち一五一〇年代以前の琉球の朝貢貿易の總體としての規模は、朝貢船派遣頻度の變化によって類推しうる根據とならう。

琉球の朝貢貿易全體の總額量については史料的に確認することはできない。ただし、『歷代寶案』に残された文書には、その一部——朝貢品並びに國王名義の附搭貨物——についての額量が記録されている。<sup>(17)</sup>そこで『歷代寶案』によってその主要品目の統計的推移を同じく十年期單位で整理したのが、表2・表3である。

琉球の朝貢品は、馬と硫黄がその大部分を占めており、共に琉球の國內で産出するものであった。特に琉球の貢馬については平田守氏に專論があり、明初特に洪武期においては軍馬として用いられていたと考えられるが、永樂期以降に大型の蒙古馬や青海馬の輸入が可能となるとその重要性は低下し、明代後期には福建の驛站における驛馬の補充に供されるようになったといふ。<sup>(18)</sup>ここで注目すべきは朝貢船一隻毎の統計の推移である。記録が脱落している一四四〇～五〇年代を除く外すれば、一四二〇～三〇年代は馬がやや多く硫黄が少ないといえ、<sup>(19)</sup>一五一〇年代に至るまで一隻毎に馬十五疋、硫黄

表1 10年期単位の琉球朝貢  
船乗組員数の推移

| 期間   | 一隻毎平均乗組員数 |
|------|-----------|
| 1470 | 273.9     |
| 1480 | 234.1     |
| 1490 | 247.1     |
| 1500 | 215.7     |
| 1510 | 239.4     |
| 1520 | 133.7     |
| 1530 | 118.6     |
| 1540 | 151.4     |
| 1550 | 134.8     |
| 1560 | 105.6     |
| 1570 | 102.3     |
| 1580 | 106.0     |
| 1590 | 70.0      |
| 1600 | 92.6      |

表2 10年期単位の琉球朝貢品数目

| 期間   | 馬(疋) |      | 硫黄(斤)    |          |
|------|------|------|----------|----------|
|      | 年平均  | 一隻毎  | 年平均      | 一隻毎      |
| 1420 | 64.0 | 17.8 | 22,700.0 | 6,305.6  |
| 1430 | 57.0 | 18.4 | 35,570.0 | 11,474.0 |
| 1440 | 23.3 | 8.8  | 46,666.7 | 17,500.0 |
| 1450 | —    | —    | —        | —        |
| 1460 | 25.7 | 15.0 | 34,285.7 | 20,000.0 |
| 1470 | 29.3 | 14.0 | 40,000.0 | 19,047.6 |
| 1480 | 25.9 | 14.4 | 32,400.0 | 18,000.0 |
| 1490 | 24.6 | 14.5 | 33,000.0 | 19,411.8 |
| 1500 | 16.2 | 12.5 | 21,200.0 | 16,307.7 |
| 1510 | 13.5 | 13.5 | 20,000.0 | 20,000.0 |
| 1520 | 4.9  | 9.8  | 7,000.0  | 14,000.0 |
| 1530 | 5.8  | 6.4  | 9,500.0  | 10,555.6 |
| 1540 | 5.5  | 6.9  | 9,500.0  | 11,875.0 |
| 1550 | 5.4  | 5.4  | 9,500.0  | 9,500.0  |
| 1560 | 3.0  | 2.7  | 6,000.0  | 5,454.5  |
| 1570 | 2.4  | 2.0  | 6,000.0  | 5,000.0  |
| 1580 | 2.2  | 2.8  | 5,600.0  | 7,000.0  |
| 1590 | 1.8  | 4.5  | 4,800.0  | 12,000.0 |
| 1600 | 2.2  | 2.8  | 7,500.0  | 9,375.0  |

表3 10年期単位の琉球附搭貨物数目

| 期間   | 蘇 木(斤)   |         | 胡 椒(斤)  |         | 番 錫(斤)  |         |
|------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|
|      | 年平均      | 一隻毎     | 年平均     | 一隻毎     | 年平均     | 一隻毎     |
| 1460 | 10,000.0 | 5,000.0 | 3,000.0 | 1,500.0 | 1,000.0 | 500.0   |
| 1470 | 15,200.0 | 6,608.7 | 2,600.0 | 1,130.4 | 800.0   | 347.8   |
| 1480 | 7,450.0  | 4,138.9 | 2,200.0 | 1,222.2 | 960.0   | 533.3   |
| 1490 | 4,900.0  | 2,882.4 | 2,000.0 | 1,176.5 | 1,960.0 | 1,152.9 |
| 1500 | 4,600.0  | 3,538.5 | 1,200.0 | 923.1   | 930.0   | 715.4   |
| 1510 | 4,300.0  | 4,300.0 | 600.0   | 600.0   | 1,100.0 | 1,100.0 |
| 1520 | 400.0    | 1,000.0 | 300.0   | 750.0   | 100.0   | 250.0   |
| 1530 | 600.0    | 857.1   | —       | —       | —       | —       |
| 1540 | 700.0    | 1,000.0 | 500.0   | 714.3   | —       | —       |
| 1550 | 1,150.0  | 1,642.9 | 200.0   | 285.7   | —       | —       |
| 1560 | 1,200.0  | 2,000.0 | —       | —       | —       | —       |
| 1570 | 1,000.0  | 1,666.7 | —       | —       | —       | —       |

二萬斤前後で安定している。朝貢船一隻毎の水準として長期に亘って意識されていたと考えてよい。これら朝貢品は、朝貢貿易の機會を保證するための禮物という意味を持っていたと思われる。しかし一五二〇年代以降は朝貢船の小型化もあって、共に明確な減少を見せている。

一方琉球の附搭貨物は蘇木と胡椒がその主要を占めており、兩者を補完する形で番錫等の附搭がなされたと思われる。その多くは東南アジアの產物であり、その交易量の變化は琉球の對東南アジア交易の推移と連動すると考えられる。よって年平均の數量にも注目する必要があるが、少なくとも蘇木と胡椒の統計は年平均では着實な漸落を見せており、一隻毎平均も長期的には減少傾向にあることに變わりはない。この統計による限り、琉球王國としての對中國貿易は先細りの傾向にあったと考えざるを得ない。

以上の統計から、琉球の對明朝貢貿易の最盛期は遅くとも一四五〇年代以前に設定されなければならないことが理解できる。日本・朝鮮・東南アジアとの間の交易狀況については統計として確認することができないが、この統計から琉球の海上交易の狀況を推定する限り、通説において琉球の海上交易を衰退に導いた要因として挙げられている諸條件のほとんどは一六世紀のものであり、この事實と適合しないことになる。琉球の對明朝貢貿易、さらには海上交易の發展と衰退を左右する鍵は、やはり明朝との朝貢關係の推移であり、明朝の對琉球姿勢の推移を検討する作業が必要となるのである。

## 第二章 明朝の對琉球優遇政策の展開

### 第一節 琉球の招諭と明代初期の對琉球姿勢

洪武五年（一三七二）正月、明朝は楊載等を派遣して琉球を招諭し、これに應じる形で同年一二月、琉球の中山王察度

の弟泰期が明朝に入貢した<sup>(20)</sup>。これは琉球が初めて中華の朝貢秩序に登場した劃期であり、海上交易勢力としての發展への第一歩でもあった。

この琉球への招諭以前に、既に洪武帝は主要な周邊諸國に對して、明朝への朝貢を促す使者を派遣し、諸國からの朝貢使節を受け入れている<sup>(21)</sup>。琉球への使者派遣以前に既に主要周邊諸國との關係は一應成立しており、よってその上で從來中華王朝と朝貢關係を持たなかった琉球を敢えて招諭した理由については、別に考える必要がある。

この洪武帝の琉球招諭、さらにはその後の優遇の動機については、既に曹永和氏によって先驅的な指摘がなされており、その一つは倭寇對策の一環として琉球を羈縻することであり、もう一つは明初において不足していた軍馬の供給地確保であったという<sup>(22)</sup>。この見解を受けて高良倉吉氏は、特に軍馬の供給地としての側面に注目し、不足していた軍馬を供給した「琉球は明朝にとっていわば「恩人」なのであり、「恩人」に對する方策として琉球優遇處置がはかられた」としているが、この認識には問題がある。

琉球の貢馬に關しては、曹氏の指摘を受ける形で、既に前掲の平田氏によって詳細な検討がなされているが、琉球から朝貢された馬匹數には一貫性がなく、「明の馬政において琉球の馬は計算外であった」という。また、洪武期前半に數度見られる明使の琉球渡來に伴う市馬の事例についても検討がなされ、洪武一六年（一三八三）の梁民の事例のみ、九百八十三匹という大量の馬が購入された事情から、「ただ羈縻政策によるものとは考えにくく」、「梁民による市馬は純粹に琉球の馬を獲得するものであった」と結論している。

洪武年間において、明朝から琉球に使者が派遣されたのは梁民によるものを含め、以下の三回である（括弧内は實錄に明記された「目的」）。

洪武七年一二月 刑部侍郎の李浩・通事の梁子名等の派遣（目的…市馬）<sup>(24)</sup>

洪武一五年二月 尙佩監奉御の路謙等の派遣（目的…使者の送還）<sup>(25)</sup>

洪武一六年正月 内使監丞の梁民・前尙佩監奉御の路謙等の派遣（目的…詔をもたらず、中山王に鍍金銀印を下賜する）<sup>(26)</sup>

ここで問題にしたいのは、洪武一五年の路謙の派遣と翌一六年の梁民・路謙の派遣である。琉球使節の送還の任を負い琉球に渡った路謙は、三山の各勢力が互いに雄を争い、攻撃し合う状況を目の當たりにし、洪武帝に報告した。そこで洪武帝は改めて梁民と路謙を派遣し、三山の各王に敕諭を下し、さらに最も頻繁に明朝への朝貢使節を派遣して恭順の意を示していた中山王に對しては、鍍金銀印を同時に下賜して、他の二勢力との差別化を圖った、といった経緯が實録の記事から読み取れる。これ以後、琉球の三山それぞれが頻繁に入貢するようになるのであり、洪武一六年の梁民の派遣は決して市馬のために派遣されたというものではない。如何に收買匹數が多いとはいえ、琉球における市馬はあくまでも二義的な目的に過ぎなかったのである。では、果たして洪武帝は如何なる意圖を持って路謙や梁民を派遣したのであろうか。

琉球への路謙・梁民の派遣に先行する洪武一三年・一四年は、明朝と日本との朝貢關係のきしみが表面化する時期であった。洪武四年一〇月の入貢以來、洪武期における日本からの使節派遣は、私人によるものを除き十回を數えるが、その第七回目と第九回目、すなわち洪武一三年五月と洪武一四年七月の使節は、いずれもその入貢を却けられている。<sup>(28)</sup>なお第八回目、洪武一三年九月の使節は「征夷將軍源義滿」の「奉丞相書」を持參しており、足利義滿によって派遣された使節であると思われるが、「辭意倨慢」であり、また表文がないことを理由にその入貢は却下されている。<sup>(29)</sup>この時期の明朝に對つて、日本國王は懷良親王に比定される良懷のみであり、良懷以外の者によつて派遣された使節は認めなかったことを考えれば、義滿の派遣になる朝貢が却下されたことは一應納得しうる。しかし明朝の日本に對する認識・態度がかように單純なものでなかったことは、第九回目の入貢を却下した際、日本國王と日本征夷將軍に對して禮部から送られた「移書」の内容から推察できる。長文のため史料本文は省略に従い、要點のみ挙げれば、國王宛の文書では連年の倭寇の活動を放置して顧みないことに對する抗議の内容が大半を占めているのに對し、征夷將軍宛の文書では洪武五年に派遣した明

朝の使節に對する無禮、前年の「奉丞相書」の文辭の無禮、そしてこの度の使者如瑤の不誠をそれぞれ問責し、使者としての如瑤自體への疑念を表明した上で日本征討をはめかし、倭寇の取り締まりを促すなど、國王宛の文書と比べて極めて具體的かつ内容も多岐に亘っている。<sup>(31)</sup>この「移書」の内容から推すに、少なくともこの時點で明朝廷は、日本國王良懷ではなく征夷將軍源義滿に政權の實體を認めていたように思われる。しかし一旦日本の正統な君主として良懷を承認した以上、輕々しく義滿に乗り換えることはできず、ここに明朝の對日本交渉、ひいては日本にその取り締まりを求めていく對倭寇政策の路線は閉塞狀態に陥ることとなった。

このような對日本交渉の閉塞と軌を一にして、明朝の海禁・海防政策も新たな展開をみせていく。檀上寛氏は洪武一四年に始まる朝貢體制再確立への取り組みとして、洪武一四年一〇月の海禁令、洪武一六年以後の海防體制の強化、同年四月の勘合制度の開始等の施策に注目し、「海禁・海防・勘合制度は相互に連關しており、洪武一四年來の朝貢システムの再確立の一環として、同時並行的に推進された施策」であると結論している。<sup>(32)</sup>

琉球への路謙・梁民の派遣と中山王への鍍金銀印の下賜、そして三山の各王への諭旨についても、このような明朝の朝貢・海防政策の轉換という流れの中で捉えることができる。對倭寇政策に特定して考えると、日本との朝貢關係の中で日本の政治權力に倭寇の禁壓を求める路線から、朝貢體制の枠外にある倭寇勢力・密貿易者の勢力に對しては海禁・海防・勘合制度などによって徹底的に排除してゆく一方、琉球という新興勢力を朝貢體制の中により積極的に組み込み、海禁令の下では必然的に密貿易者とならざるを得ない海商勢力に對する一種の「受け皿」とすることによって、海域アジア世界の状況を「禮的秩序」のもとに收斂させていく路線——その意味では單なる對倭寇政策というよりはより廣い意味での「對海寇政策」と呼ぶべきか——への轉換があったのではなからうか。さらには琉球に對して從來以上にテコ入れを行ない、有力な朝貢主體に育てることによって、海域アジア世界の中で朝貢體制の「正常な」運営を進めることを、洪武帝は目指していたと考えられる。そのためには既に明朝に恭順を示している中山王・山南王のみではなく、もう一つの對立勢

力であり倭寇勢力と結びつきかねない存在である山北王に對してもメッセージを送る必要があったのであろう。このような観点から、路謙・梁民の派遣は決して軍馬の需要を動機としてなされたのではなく、對海寇政策、さらには洪武帝の目指す朝貢秩序體制の實現を目的としてなされた<sup>(33)</sup>と捉えるべきである。

なお明朝の對日本關係について補足するならば、足利義滿によって建文三年（一四〇一）に明朝への遣使がなされて以後、永樂年間に入ってから以後も日本・明朝の雙方が頻繁に外交使節を派遣し、しばらくは友好的な關係が續いていたが、一四〇八年（應永一五・永樂六）の義滿の死後、將軍となった義持は明朝との通交を拒否し、再び日明關係は斷絶の時代に入る。やがて宣德七年（一四三三）に至り、宣德帝は柴山を琉球へ派遣して、琉球を介した日本の招諭を行なうことになる。この敕諭は結局日本にもたらされることはなかったが、同八年（一四三四）五月には日本から獨自に使節が入貢し、ここに日明關係は再開することになったのである。<sup>(34)</sup>ここで注目すべきは、日本は明朝への斡旋をまず朝鮮に依頼し、應諾が得られなかったために獨自に使節を派遣したのに對し、<sup>(35)</sup>明朝が日本との交渉に當たって琉球にその仲介を託したという事實である。この時期の明朝が、傳統的に日本との關係が深い朝鮮よりも、むしろ琉球を日本への窓口として強く意識していたことは、明朝が琉球に對して期待していた役割の一端を示す好事例といえることができる。

## 第二節 明初における琉球への優遇政策の内實

琉球の頻繁な朝貢活動を支えた要因が明朝の琉球優遇政策にあることは、既に先行研究においても繰り返し指摘されたところである。琉球優遇政策の詳細については既に小葉田氏以來幾度も検討がなされているが、本節では從來指摘されなかった点も含め、改めて整理したい。ただし所謂「三十六姓下賜」の問題は、行論の都合上次節に譲る。

洪武帝が琉球をとりわけ優遇した事實を最も端的に表す根據として、琉球に對して「朝貢不時」の特權が與えられたことは有名である。明朝の成立當初、洪武帝が周邊諸國に招諭の使者を派遣して明朝への朝貢を促したことは前節で述べた

が、その結果明朝へ派遣される朝貢使節の往來があまりに頻繁なことに閉口し、朝貢時期を制限する意向をしばしば示している。洪武五年一〇月には高麗からの入貢があまりに頻繁であったことについて、洪武帝は中書省の臣に對して三年に一貢とさせよ、あるいは一年に一度來朝するにしても朝貢する品は布十疋もあれば足りるから、朝貢品は多すぎないようにさせよ、さらにこのことを占城・安南・西洋・瑣里・爪哇・淳泥・三佛齊・暹羅斛・眞臘の他、新たに入貢する國についても使節が來朝してきた時にははっきりと告げるように命じている。<sup>(36)</sup>この後安南との間で繰り返し朝貢の時期が問題となっており、このこと自體貢期制限の命令が遵守されなかったことを示しているが、同時に洪武帝の貢期制限の姿勢が決して一過性のものでなく、三年一貢の状態を正常とみなす態度が一貫しており、貢期の制限が相當の實體を伴った規定であつたことも忘れてはならない。<sup>(38)</sup>

一方琉球は初めて三年一貢の命令が出された直後の洪武五年一二月に初めて入貢しているが、以後一度として三年一貢が命ぜられた形跡はない。それどころか、洪武末年の洪武帝の意向を反映した『皇明祖訓』には、琉球について「朝貢不時」と明記されており、<sup>(39)</sup>琉球の不定期朝貢を容認する洪武帝の姿勢が窺えると共に、他の朝貢國に對する態度と比較して、「特例」と呼ぶに足るものであるということが出来る。

次いで海船の下賜についても觸れておく。もっともこの問題に關しては小葉田氏、安里延氏等の詳細な實證研究により既にその概要は知られている。琉球への海船の下賜に關する史料は、古くは『明實錄』洪武一八年（一三八五）正月丁卯の條に見ることが出来る。その後永樂年間(40)の事例は『明實錄』からは確認できないものの、宣德年間には『明實錄』『歷代寶案』に海船下賜の事例を多數確認することができる。また『歷代寶案』一一七—〇七、正統四年三月初六日附、中山王より禮部宛の咨文には、「比先洪武・永樂年間、數ふるに三十號船有るも、遞年往來して多く破損を被り、止だ海船七隻を存するのみ」とあるが、小葉田氏によると「號船」とは「船字號を附せる明朝賜與の海舟」であり、つまり洪武・永樂年間だけでも賜與された海船は三十隻に及んでいたということになる。<sup>(41)</sup>これら明朝賜與の海船を運用して初めて、琉球

は明朝に對する朝貢使節の派遣、さらには東南アジア諸國や朝鮮などとの交易活動を展開し得たのである。琉球以外にも海船の賜與の事例は存在するもの、<sup>(42)</sup>三十隻にも及ぶ多數の海船の下賜はやはり尋常ではなく、明朝による琉球への積極的なテコ入れ政策の一端として重視すべき事例と言えよう。

さらに明代の朝貢制度においては貢期の他にも貢道、つまり朝貢使節が入國する経路についても制限があり、朝貢國毎にそれぞれ貢道が決められていたという認識が一般的であるが、<sup>(43)</sup>明代初期の琉球はこのような貢道の規定からもある程度自由であった。もともと琉球の朝貢使節は、當初福建市舶提舉司が置かれていた泉州から入國する決まりとなっていたが、少なくとも永樂年間以降には主に福州を出入國の窓口としていた。<sup>(44)</sup>さらに『明實錄』宣德七年（一四三二）四月甲寅の條には次のような記事が見られる。

浙江温州府知府の何文淵奏すらく、瑞安縣の耆民言へらく、洪武・永樂の間、琉球入貢すれば舟は寧波に泊り、故に寧波に市舶提舉司有りて、安遠驛は以て方物を貯へ、使者を館穀す。比來番使は船を瑞安に泊め、便利を苟圖し、館驛無きに因り、民家に舍し、貢ぐ所の方物は、收貯する所無し。運びて京に赴くに及びては、道は馮公等嶺を經、崎嶇艱險たり。乞ふらくは今より番船來たれば、仍ほ寧波に泊めて便を爲さしめよ。行在禮部言へらく、永樂の間、琉球の船至れば、或ひは福建に泊り、或ひは寧波、或ひは瑞安たり。今其の國の貢使の舟は凡そ三、二は福建に泊り、一は瑞安に泊る。之れを詢へば、蓋し風勢然らしむるに因り、意有るには非ざるなりと。瑞安に館驛無しと言ふ所なれば、宜しく工部をして浙江布政司に移文し、瑞安に於て公館及び庫を置き、以て貢物を貯へしめよ。上曰く、此れ急務には非ざれば、宜しく農隙を俟ちて之れを爲せ。<sup>(45)</sup>

この史料に従えば、琉球の朝貢船は本來泉州にのみ入港すべきであるにも拘らず、福建（恐らくは福州のことであろう）・寧波・瑞安にも恒常的に來航していたことが窺える。しかしここでさらに注目したいのは、琉球の入港に伴う種々の負擔について瑞安縣の耆民が寧波に回航させるよう陳情したのに對し、行在禮部は瑞安に館驛が無いのが問題であるとして、

新たに館驛の建設を提案し、宣德帝も了承しているという事實である。なおこの館驛は「東安館驛」という名前であり、縣城の大東門外に同年中に建てられたこと、しかし嘉靖年間には廢址となっていたことが『嘉靖瑞安縣志』に記されている。<sup>(46)</sup>

このような琉球朝貢船の「貢道」によらない來航を考察するに當たって、最近龜井明德氏が陶磁貿易の觀點から興味深い指摘を行なっている。すなわち、明代前半において琉球から東南アジアにもたらされた交易品の中心は龍泉窯に代表される處州窯系青磁であったが、これら青磁の大量かつ安定的な供給のために、處州窯系青磁の外銷經路の要衝を占めていた福州が、琉球の交易活動の據點として選ばれたのである。<sup>(47)</sup> 同時に龜井氏は處州から温州を經由して寧波・杭州に至る外銷經路の存在も指摘しており、温州府治に程近い瑞安に琉球船が度々訪れたのも、やはり青磁の外銷經路を確保するのが目的であったと考えられる。そして單に琉球のこのような隨意來航を容認するのみならず、琉球の來航に備えて館驛までも新設した明朝廷側の態度は、中國製品の周邊諸國への供給を基盤とする琉球の海上交易活動を支援するものであったとさえ言うことができるのである。

一方、琉球以外の主要海外朝貢國の多くは、入貢の際に明朝の發給した勘合の照合という手續を經る必要があった。<sup>(48)</sup> 朝貢使節が携帶してきた勘合と入貢窓口の布政使司に保管されている底簿との照合手續の實施が、朝貢使節の入貢窓口を固定するという結果をもたらしたことは言うまでもない。中國製品の入手のためにある程度自由に入貢地點を選擇し得た琉球との格差は明らかであった。<sup>(49)</sup>

### 第三節 「三十六姓下賜」の再検討

一四世紀以後、新興勢力であった琉球が朝貢活動、そして海上交易活動を展開する上で、後には「久米村」と呼ばれるようになる渡來中國人集團がその原動力となっていた。<sup>(50)</sup> 本節においては、これら渡來中國人集團に對する明朝の關與につ

いて、殘存史料から確認できる範圍でその動向を整理したい。

久米村の成立については、從來は洪武二年（一三九二）の明朝による「閩人三十六姓の下賜」がその起源であるとしてきた。<sup>(51)</sup>しかしこれに對しては、第一に『明實錄』等同時代史料による裏附けがないこと、第二に洪武二五年以前に琉球において既に中國人の存在が認められること、第三にこの説の初出である陳侃（嘉靖十三年・一五三四年に冊封使として渡琉）の『使琉球錄』は皇帝の閱覽に供する目的で著述されたものであり、假に久米村が海禁令を犯して非合法に渡來した中國人達に由來するとしても、それがそのまま記述され得ないと考えられること、などの觀點から、「三十六姓下賜」は歴史的事實として認めがたく、むしろ久米村は「自然發生的に形成されていた「華僑社會」の一形態」であるとす眞榮平房昭氏の見解が示されている。<sup>(52)</sup>また最近では田名眞之氏が洪武二五年という年次、「三十六姓」の内實、太祖による「下賜」の有無といった問題をそれぞれ検討した上で、「下賜」の形態については柔軟な解釋を示しつつも、「三十六姓の下賜」については認めがたいとする結論を提示している。<sup>(53)</sup>一方中國においても、洪武二五年の三十六姓下賜を史實として認めようとする謝必震氏と、『明實錄』に該當の記載がないことから洪武二五年における下賜の史實は否定し、明初における福建と琉球の間の人的往來の所産として後世に「下賜」の傳承が創られたとする方寶川氏の間で論争がなされている。<sup>(54)</sup>これらの論争においては、同時代の根本史料である『明實錄』に該當する記事が存在しないという點が大きく取り上げられており、「三十六姓の下賜」を否定する論者の重要な論據とされている。<sup>(55)</sup>

しかし「下賜」の事實を示す同時代史料が全く存在しないというわけではない。例えば『歷代寶案』には洪武二三年（一三九〇）に「檣水に欽報せられて」琉球に派遣され、永樂三年（一四〇五）からは「火長」（航海長）の職を務めて、宣德六年（一四三二）に歸郷を願ひ出た潘仲孫に關する文書が收録されている。<sup>(56)</sup>この文書において、潘は「欽報の人數に係わる」とされており、他にも同様の派遣中國人が存在していたことを窺わせる。また潘の歸郷に當たって琉球から明朝にその許可を求める文書が必要であったということは、潘の琉球への派遣が決して一時的なものではなく、「下賜」と呼ぶ

に値する性格のものであったことを示している。

また、時代は下るが、『明實錄』成化五年（一四六九）三月壬辰の條には長史の蔡環について、その祖父が洪武年間「命を奉じて」琉球に渡來し、三代に涉つて琉球の進貢業務に従事したことが記されている。この蔡環については、『歴代寶案』にも興味深い關連文書が收録されている。

壹件、戸口の事。本國の長史蔡環告稱すらく、伊の父實達魯は、永樂年間、身通事に膺り、屢々朝貢を承る。福建福州府閩縣高惠里に在りて母梁氏を聘り、就ち當地の民人范祖生の房屋貳間を買ひ、永樂年間に於て、男壹口と母とを帶して完聚し、長樂縣に入籍して、陳告す。禮部具題し、完聚して、差役を優免して住坐せしむるを欽准せらる。厥の後父故す。神主は房内に安慰し、兄母は祀を奉りて絶たず。景泰肆年に至り、母兄共に故す。遺下せる房屋は久しく空きて損壞するも、人の修理する無く、神主は祀を失ふ。今環慶賀に差はすを蒙り、男壹口蔡光を將て、正統肆年の長史梁求保の奏准の事理に照らし、男をして閩縣に入籍せしめ、差役を優免せしめんと欲すと。福州府に具して查得すらく、永樂拾肆年禮部具題して奏し、父實達魯の男を將て入籍して彼に在らしむるを欽准せられ、咨文もて照會して國に到る。事理はれ實なれば、合に移咨を行なふべし。煩爲なるも題奏施行せられよ。<sup>(57)</sup>

この文書から読み取れることは、第一に蔡環の父で琉球の通事を務めていた實達魯が、妻の梁氏と息子一人（蔡環の兄）と共に長樂縣に入籍したこと、第二に父母、兄が相次いで物故したので蔡環の息子蔡光を長樂縣に入籍させたいと願ひ出ていること、第三に正統四年（一四三九）の長史梁求保の事例が同様の前例として擧げられていることである。この請願に對して明朝がどのような態度を示したのかは不明であるが、注目すべきはいずれの事例においても、「優免差役」という文言が存在することである。

明代における雑差役の優免に關しては、『大明會典』などに個別詳細な規定が存在するが、その対象は主に老人・寡婦など雑役を擔う能力がないとみなされる者、官僚、そして軍戸・匠戸など、國家に對する特定の職役を擔っている者を

出している戸などであった。<sup>(58)</sup>これらの戸に對しては、その職役の負擔が考慮されて通常の雜役が免除されたのである。蔡光の事例に關してはともかく、實達魯と梁求保の事例においては優免差役が認められているということは、すなわち航海の危険を冒し、琉球の進貢業務に従事することが優免差役に相當する職役として位置づけられていたということを示しているのではないだろうか。

既に述べたように琉球の朝貢頻度は洪武一六年を境に急激な増大を見せる。その契機が洪武帝の梁民派遣と琉球優遇政策に求められるとすれば、この朝貢頻度の急増を支えた要因として、このような進貢業務への従事を職役とする人々が琉球へ派遣されていたことを想定することは何等不自然ではない。また洪武帝・永樂帝の治世はしばしば大規模な徙民政策が實施された時代でもあったことはよく知られている。<sup>(59)</sup>琉球へのテコ入れ政策として、皇帝の意志に基づいた人口移動が行なわれたとしても、それは當時の時代的狀況からすれば當然の措置であつたと考えられるのである。僅かとはいへ公的な派遣を示す史料が存在する以上、『明實錄』に派遣時の記事が收録されていないという理由のみによって、「下賜」の事實までも否定するのは、當を得た見解ではないと言ふべきだろう。

ただし、琉球へのテコ入れ政策として中國人の派遣が行なわれたことは、必ずしも後の久米村に繋がる渡來中國人集團がこのような派遣中國人のみによって形成されたことを意味しない。<sup>(60)</sup>琉球の入貢が始まる洪武五年前後には、既に琉球に中國人の存在が確認できるのであり、また既に中國人を含めたある程度の海商勢力が存在したからこそ、洪武帝もテコ入れ政策によって海商勢力の「受け皿」にしうる存在として琉球を認めたのであろう。それにしても洪武期後半の朝貢頻度の急上昇に見られる如く、琉球への中國人派遣の効果は決して過小評價しうるものではなく、琉球優遇政策の中でも大きな位置を占めていたに違いないのである。

### 第三章 琉球優遇政策の轉換とその要因

#### 第一節 正統年間以降の朝貢制限の動きと琉球

前章では、洪武一六年における明朝の對琉球姿勢の轉換と對倭寇政策の轉換との連動について檢證し、それに伴って實行された對琉球優遇政策の内容について確認した。しかしそうした優遇政策も明一代を通じて維持されたというわけではない。

小葉田淳氏は、明代中期以降、明朝が諸國の朝貢に對して漸次設けていった諸制限について、「其共通的にして基礎的原由としては財政問題にあることは容易に見出される」として諸朝貢國一般の傾向として捉えつつ、琉球の事例について詳細な検討を加えている。<sup>(61)</sup> 前述の如く、琉球以外の各朝貢國に對しては、原則として三年一貢とされていたものの、特に永樂・宣德年間にあっては、實際に貢期を理由にして朝貢を却下するといった事例は見受けられず、實錄等の記事からも、この時期には各國とも頻繁に朝貢使節を派遣していたことが確認できる。<sup>(62)</sup>

しかし正統年間に入ると、一轉して貢期の制限が命じられるようになる。正統二年（一四三七）六月には占城に對して「暹羅等國の例に依り」三年一貢が命じられ、同一年（一四四六）七月にも再び三年一貢が命じられている。<sup>(63)</sup> また爪哇に對しても、同八年（一四四三）七月に三年一貢が命じられている。<sup>(64)</sup> 暹羅に對してはこの時期に貢期制限の命令が出された形跡が見られないが、これは占城・爪哇と比べて朝貢頻度が低く、敢えて再び嚴命する必要が無かったためと考えられる。前章の琉球の事例に倣って十年期單位での朝貢頻度を挙げると、占城の場合一四三〇年代には十回、四〇年代には十一回、五〇年代には三回であり、爪哇の場合一四三〇年代には七回、四〇年代には六回、五〇年代には三回となっているのに對し、暹羅の場合一四三〇年代には五回、四〇年代には四回、五〇年代には三回であり、少なくとも頻度においては

三年一貢に近い状態になっていた。ともあれ、一四三〇年代後半から四〇年代にかけて、明朝側はこれらの朝貢國に對して貢期制限を再設定し、朝貢頻度を押さえようとする姿勢を明確にしたこと、そして五〇年代にはそれが實現したことは明らかである。

一方日本に對する朝貢制限が表面化するののは、景泰四年（一四五三）の入貢の時である。この時の朝貢使節は海船九隻、隨行員の總數は千人を超える大規模なものであり、當然その附搭貨物の數量も膨大なものであった。<sup>(65)</sup>これらの附搭貨物は官收買が建て前であつたが、宣德八年の規定に従つて收買價格を査定するとその總額は膨大になることから、時價を基準に對價を支給することとなり、その結果支給された銅錢の額も大きく削減された。その理由としては價格査定の問題の他に、支給する對價の源である民間の供納に限りがあること、北虜などの入貢が頻繁であることなどが挙げられている。<sup>(66)</sup>この處置を不服として日本使節側からの抗議があり、追加給賜がなされたものの、<sup>(67)</sup>この時點で明朝の日本に對する姿勢が一變していた様子が窺える。以後日本からの進貢船は三隻が通例となり、入貢貨物量に對しても制限が加えられるようになった。<sup>(68)</sup>

これ以前にも、正統元年（一四三六）八月には日本の來貢が少なくなったことを理由に、浙江省船舶司の人員の三分の二が削減されてお<sup>(69)</sup>り、日本の朝貢に對する明朝の姿勢を示す事例として注目に値する。實際には前年（宣德一〇）に日本の入貢があり、また前述の如く宣德年間には日本の來貢を促すため、琉球に柴山を派遣するなど積極的に働きかけたにも拘らず、正統初には既に日本の朝貢使節の受け入れ體制が「冗費」とみなされていたのである。少なくともこの時點で既に日本の朝貢は重視されなくなつていたと言える。

以上のように、琉球を除く海外朝貢國に對しては、正統年間には既に朝貢制限の姿勢が表面化していた。特に明代初期の對日本關係が對倭寇政策と分かち難く結びついてたことを考えると、明朝の對日本姿勢の「轉換」は對倭寇政策の轉換によつて説明されねばならないであらう。前述の宣德年間の日本招諭において、日本に對する倭寇統制の要請は見受け

られず、既に洪武・永樂年間の對日本關係とは一線を劃していた。正統年間においても倭寇の活動は見受けられるものの、これに對して日本に何らかの働きかけを行なった事例は見受けられない。正統年間に入って以後は、對倭寇政策に占める對日本關係の重要性はより小さなものになっていたと想定される。

當時の倭寇の狀況を明示することは容易でないが、田中健夫氏が言うところの「一四〇五世紀の倭寇」の最盛期は洪武・永樂年間とされている<sup>(70)</sup>。正統年間以降においても倭寇の活動は複數報告されているが、倭寇自體は常に警戒すべき對象として意識されていたとはいへ、この時期のそれはあくまで一時的な現象として捉えられていたようであり、洪武・永樂年間に比して危機感が弛緩している様が見受けられる<sup>(72)</sup>。

一方、正統末年から景泰初年にかけては、福建で鄧茂七の亂、處州で葉宗留の亂、廣東で黃蕭養の亂などがそれぞれ勃發し、その中には海に出て海寇となる者も存在した。明朝當局はそれらを鎮壓すると共に、福建の沿海の居民に對して次のような禁令を出している。

刑部に命じて、榜を出して福建沿海居民に禁約すらく、中國貨物を收販し、軍器を置造し、海船に駕して琉球國と交通し、招引して寇を爲すを得ることなかれ。時に黃蕭養の亂、多くは海寇の嘯聚せるに由ると言ふもの有り。故に之れを禁するなり。<sup>(73)</sup>

海寇と結びつきかねない潜在的脅威として琉球國を認識している様が見て取れる。逆に言えば、この禁令によって、他の朝貢國と比べて一段と優遇している琉球に對する明朝の「本音」を窺い知ることができるのである。琉球に對しては、從來より「琉球は素より王法に遵へば、他夷と同じからず」といった認識が示されているが、いずれが「本音」かは言うまでもなからう<sup>(75)</sup>。この時期の海寇對策において、琉球の動向は依然無視できなかったものであり、貢期制限などに見られる明示的な朝貢制限がこの時期に見られないのもこうした事情があったものと思われる。

しかし琉球に對する優遇姿勢は、この時期に既に變化を見せていた。その中でも最も早く表面化したのが海船の賜與で

ある。正統年間においては琉球に對する海船賜與の事例が屢々見受けられるが、景泰元年（一四五〇）になると琉球側が費用を負擔する形で海船建造が許可されてお<sup>(77)</sup>り、以後琉球の費用負擔による福建での海船建造が通例となった。この背景には琉球が保持する海船數の減少があつたものと思われる。前掲の正統四年三月初六日附、中山王より禮部宛の咨文にあるように、洪武・永樂年間には最大三十隻の海船を保有していた琉球も、正統四年段階ではわずか七隻を残すのみとなつて<sup>(78)</sup>いた。ここに洪武・永樂年間の積極的な琉球へのテコ入れ政策からの後退をみる事ができる。正統年間にも海船賜與の事例は見られるものの、それだけでは十分な船數を確保することができなかったことから、自辨での海船建造へと移行していったのではなからうか。

また、琉球の附搭貨物に對する給價の形態にも變化が表れていた。天順三年（一四五九）には「永樂・宣德間の例に照らし」銅錢による給價を願ひ出ているが、却下されて<sup>(79)</sup>いる。ここにもやはり琉球に對する明朝の優遇姿勢の後退が窺えよう。この後も繰り返し附搭貨物への對價として銅錢の給賜が要請されたものの、實現すること<sup>(80)</sup>はなかった。

第一章で確認した一四六〇年代の朝貢頻度の激減、朝貢船派遣頻度の減少も、このような明朝側の姿勢變化の影響を受けたに違いない。しかしこの他にも琉球の朝貢活動にブレーキをかける要因は存在した。前掲の龜井氏は明代の陶磁生産における處州窯青磁から景德鎮窯染付への變化に注目し、専ら處州窯青磁を交易商品としてきた琉球に大きな試練が訪れたとする見解を提示する。琉球の陶磁貿易の構造についてはさらなる検討が必要だが、琉球の朝貢貿易活動の變化を考える上で注目すべき貴重な視點であることは確かであろう。

## 第二節 成化年間以後における琉球への朝貢制限

成化年間においては、琉球への朝貢制限が様々な形で表面化してくる。琉球の朝貢使節が入貢する際の「貢道」について、明朝が極めて柔軟な對應をとっていたことは先述の通りである。正統二年（一四三七）にも浙江省市舶提舉から琉球の

入貢が報告されており、<sup>(81)</sup> 浙江からの入貢が引き續き行なわれていることが知られる。しかし成化五年（一四六九）には廣東に琉球船が漂流したという報告を受けて、今後の進貢は「福建故道」によるべきことを命じており、<sup>(82)</sup> 琉球の貢道に關する姿勢が一變していることが窺える。さらに弘治元年（一四八八）には浙江に來貢した琉球の朝貢船に對して、二年一貢の貢期を違えたことと共に、入貢の經路が「正路に非ざる」ことを理由に、一度はその朝貢を却下している。<sup>(83)</sup> 少なくとも成化年間以後、琉球の入貢經路は福州に一元化されたのであり、その結果中國製品の購入において大きな制約を受けたであろうことは想像に難くない。<sup>(84)</sup>

また琉球への派遣中國人に對する政策にも轉換が見られる。成化八年（一四七二）には次のような指示が下されている。

福建三司官奏すらく、琉球國の夷人、先に進貢するに因りて、内地に潛居し、遂に家業を成し、年久しきも本國に還らざる者あり。乞ふらくは盡く之れを遣らんことを。事禮部に下され、集議すらく、如し其の人曾て戸部の勘合を承けたれば、籍に入る者をして舊に仍らしむるを許す。餘は奏する所の如くせんと。之れに従ふ。<sup>(85)</sup>

琉球人と中國人との間に明確な境界を設定し、琉球人は本國に送還させるといふこの處置は、結果として久米村人たちの中國本土とのつながりを弱めるものとなったであらう。

さらに成化一〇年（一四七四）には、琉球使節による福州府懷安縣民の陳二官夫妻の殺害・強盜事件をきっかけとして、翌一年に二年一貢、廩給を支給する人員を最大百五十人とすることが命じられ、さらに國王の朝貢品・附搭貨物の他に使節個人の貨物を持ち込んで交易を行なうことが禁止された。<sup>(86)</sup> 以後琉球側からは度重なる請願が繰り返され、<sup>(87)</sup> 正徳二年（一五〇七）には一年一貢に「復」されるものの、<sup>(88)</sup> 正徳帝の崩御、嘉靖帝の即位に伴って嘉靖元年（一五二二）には再び二年一貢、百五十人の制限が命ぜられ、以後の定例となった。<sup>(89)</sup>

琉球の朝貢頻度については第一章で確認した通り、一四六〇年代には既に急激な減少を示しており、ほぼ一年に一回朝貢が行なわれるようになっていた。また二年一貢の決定に對して琉球側からなされた請願も一年一貢の回復を求める内容

であって、一四六〇年代には既に一年一貢が通例となっていたとみなすことができる。<sup>(90)</sup> 一方、一年一貢となった正徳年間には、朝貢頻度を微増したものの、朝貢船派遣頻度に増加傾向は確認できず、貢期制限の緩和が朝貢機會・規模の増加には必ずしも結びついていない状況が窺える。また嘉靖元年の二年一貢の復活以後、琉球側から貢期制限の緩和を求める動きは確認できない。この時期には既に琉球の朝貢貿易活動は相當に衰退しており、一年一貢を要求するだけの活気を失っていたと思われる。ともあれ、成化一年の二年一貢の決定は明初の「朝貢不時」の方針轉換、そして以後の琉球の朝貢活動における枠組みを設定したという意味で、極めて重大な事件であったことは間違いない。

なお使節隨行人員の附搭貨物の交易禁止については、あまり実効性がなかったようである。『明實錄』弘治一四年七月甲戌の條によれば、蘇木・胡椒・番錫以外の附搭貨物の賣買について、布政司・市舶太監等の官が搾取を行なうことを禁止している。<sup>(91)</sup> 『歷代實案』所收の文書に據れば、弘治年間の國王名義の附搭貨物は蘇木・胡椒・番錫の三種に限られていたから、この場合の附搭貨物は、隨行各員が携行した貨物に違いない。そもそも朝貢使節の各人員に對して一切の貨物を携帯させないなどという規定は現實的ではなく、また後代においても危険な航海を行なう朝貢使節の各員に對して、私的な交易による「役得」が保證されていたことは常識であるから、成化一年の規定は程なく撤回されたか、あるいは有名無實化したと考えられる。いずれにせよ、成化一年に見られる明朝の琉球に對する姿勢の嚴しさを垣間みることができよう。

以上の検討の結果、琉球の朝貢に對する各種の制限處置は、概ね成化年間前半、一四六〇年代後半から一四七〇年代前半に集中していることが見て取れる。この時期の朝貢に關係する各種の制限は、既に進行していた對琉球優遇政策の轉換という大きな流れの最終的な歸結とみなすのが妥當であろう。ただし、その結果琉球に對して課せられた二年一貢という貢期制限も、その他の朝貢國の三年一貢と比べればやはり優遇と呼ぶべき待遇であった。これは洪武帝が『皇明祖訓』において「朝貢不時」の國と規定した先例の影響であろう。いずれにしても、琉球の朝貢貿易活動がそれ以前と比べて大き

く制限されるようになったことに變りはなかった。

## おわりに

以上、明代前期における琉球の朝貢と明朝の對琉球姿勢の變化について考察を行なった。對倭寇政策の一環として招諭された琉球は、洪武一四年の段階で對倭寇政策の基軸であった對日本關係が閉塞狀態に陥ったことから、改めて重視されることになった。朝貢不時、海船や中國人の下賜、比較的自由な貢道の選擇などの琉球優遇政策は、從來強力な王權が存在せず、中國との外交關係も存在しなかった東シナ海世界に、新たな海上交易勢力を育て、倭寇のような秩序の外側に置かれた海商を含めた一種の「受け皿」とする意圖があったと考えられる。そしてこのような明朝の優遇政策が、東アジアから東南アジアにまで廣がる琉球の海上交易活動の發展に大きく寄與したことは間違いない。しかし倭寇の活動がまばらになり、明朝にとって大きな脅威ではなくなった時、琉球への優遇政策は次第に後退してゆき、琉球の朝貢貿易活動も制約を受けることとなったのであった。

ただここで注意すべきことは、明朝の琉球優遇政策の後退が直ちに琉球の海上交易活動の衰退を導いたというわけではないことである。そのことは、前掲のグラフにおいて朝貢頻度が一四六〇年代に急落したのに對し、朝貢船派遣頻度の減少は比較的緩やかであるということからも窺える。琉球側も、明朝側の姿勢の變化に對應して交易活動を維持すべく努力したのである。<sup>(92)</sup>そこで最後に、琉球側の對應を琉球の國內状況からあとづける作業をもって、本論の結びとしたい。

一四世紀後半の段階で三勢力が分立していた琉球は、尙巴志の登場によって宣德四年(一四二九)までには統一國家としての體裁を整えるに至る。しかし實質的な第一尙氏王統(一四〇七～一四六九)の創始者とされる尙巴志が正統四年(一四三九)に死去した後は王位の繼承に絡んだ内紛が絶えず、權力基盤の不安定さを窺わせる。安里進氏は、三山統一以前の權力構造として、王權に加えて寨官(あるいは按司)と呼ばれる在地有力者の合議機關である「寨官會議」の存在を想定

し、王位繼承を左右するなど寡官會議が王權に優越したという見解を示している。<sup>(93)</sup> 第一尙氏王統においても寡官達は依然として獨自の勢力を保持し、王權を支える構造は未だ流動的なものであったと思われる。『中山世譜』によると、尙巴志以後の五人の王はいずれも在位期間が五年前後と短く、最長でも尙徳の九年に過ぎない。景泰四年（一四五三）の國王尙金福の死後、世子の志魯と王弟布里による王位繼承を巡っての内亂などはその最たるものと言えよう。<sup>(94)</sup> このように權力基盤の未だ脆弱な第一尙氏王統はやがて滅亡し、尙圓を始祖とする第二尙氏王統（一四七〇～一八七九）によってはじめて支配體制の整備・中央集權的體制の實現をみることになる。

しかし第一尙氏王統の段階で、既に中央集權への胎動は始まっていたと考えられる。豊見山和行氏は明初以來琉球の朝貢使節などに見られる「結致」「結制」という名稱に注目し、これを寡官の下位に當たる地方の小領主と解釋して、正統五年（一四四〇）の最後にこれらの名稱が見られなくなることから、この時期に貿易運営上の何らかの制度的轉換を想定している。<sup>(95)</sup> 初期の琉球の朝貢貿易活動に寡官のような在地有力者が關與していることは例えば國子監に派遣された官生の多くが寡官の子弟であったことから窺うことができるが、その體制的轉換が明朝の琉球優遇政策に翳りが見え始める正統年間に見られることには注目すべきだろう。また『李朝實錄』には琉球に漂着した朝鮮人の見聞情報が收録されているが、それによれば一四六〇年前後には「五軍統制府」「議政司」「六曹」などの官署が存在し、第一尙氏王統の末期には既に中國風の官僚組織が存在していたという。<sup>(96)</sup> また一四四三年頃には奄美大島を攻略し、尙泰久（在位一四五四～一六〇年）・尙徳（在位一四六一～一六九年）の治世には喜界島に繰り返し軍事活動を行なうなど、版圖の擴大への動きも見られる。しかしながら、この段階で官僚組織による支配が王國全體に貫徹していたわけではなく、在地有力者等を如何にして王國の支配體制に組み込むかという問題は第二尙氏王統に引き繼がれることになった。

第二尙氏王統において、こうした王國の支配體制を整備したのは第三代の尙眞王（在位一四七七～一五二六年）であった。尙眞王の治世に按司達は皆王都首里へ集められ、その在地へは「按司掟」と呼ばれる役人が派遣されることとなった。こ

の他にも職制・位階制の整備、國防のための武器の王府への集積、閒切・シマといった行政區劃制度の整備などの諸政策によって、琉球は急速に中央集權的領域國家へと變貌を遂げることとなる。さらに高良倉吉氏は各地に現存している辭令書の分析から、「ヒキ制度」と呼ばれる、行政・海外貿易・軍事組織が有機的に結合した制度の存在を指摘し、このヒキ組織の名稱・役職名は海船名・渡海役名と一致していることから、「ヒキとは、<sup>(97)</sup>地上の海船」として、航海體制をモデルに設定されたところの一定の職制を備えた編成組織であった」とする想定を提示している。この「ヒキ制度」が確認できるのも、尙眞王期以降である。ここに至り、王國の諸領域に對する國家的管理が現實のものとなるのである。

これらの王國支配體制の整備、中央集權化への動きはもちろん琉球國內の自律的な營みであったに違いないが、同時に明朝の琉球優遇政策の轉換、琉球の朝貢貿易活動の衰退といった對外環境に刺激を受けたのも事實であろう。琉球王國の最盛期ともいわれる尙眞王の治世には既に對明朝貢貿易は衰退の一途を辿っていた。高良氏が指摘する如き、官船に官人が乗り組み、國家が商人としてふるまう國營貿易としての琉球の海上交易活動も、實はこの時期の状況を反映したものであり、やはり朝貢貿易の規模縮小への對應の所産とみなすのが妥當である。明朝の琉球優遇政策の轉換が琉球國內の支配體制の整備、國家形成に寄與したとすれば、それは歴史の皮肉というべきかも知れない。

## 註

(1) 『歴代寶案』の史料解説としては、さしあたり小葉田淳「歴代寶案について」(『史料』四六卷四號)を参照のこと。

(2) この時期の主要な研究書として、さしあたり小葉田淳「中南島通交貿易史の研究」(日本評論社 一九三九)、東恩納寛惇『黎明期の海外交通史』(帝國教育會出版部 一九四一)、安里延『沖縄海洋發展史』(三省堂 一九四二)を挙げておく。

(3) 高良倉吉『琉球の時代』(ひるぎ社新阪 一九八九)、一九一—四七頁。

(4) 高良前掲註(3)書、二三四—二三六頁。ただし高良氏はこれらの諸要因が「東南アジア交易の衰退」をもたらしたと述べているだけで、明朝に對する朝貢貿易は「依然として持續して」いるという見解を示しているのみである。

(5) 秋山謙藏『日支交渉史研究』(岩波書店 一九三九)、五

五二頁。ただしこの朝貢表が必ずしも實態を反映しないことは、例えば琉球以上に頻繁に朝貢使節を派遣していた朝鮮の朝貢回数をわずか三〇回、第一〇位とされていることから明らかである。とはいえ、琉球が明朝に最も頻繁に入貢した國の一つであったことは異論のないところだろう。

- (6) 小葉田前掲註(2)書、第一編第八章、八〇—八一頁。なお同書、第二編においては、洪武・永樂年間を「開始期或は序期」であるとして第一章で、『歴代寶案』に文書が収められている洪熙年間以後を三期(第一期・尙巴志・尙圓代・一四二三—一四七六、第二期・尙眞・尙清代・一四七七—一五五六、第三期・尙元・尙永代・一五五七—一五八八)に區分して第二章で検討しているが、基本認識は變わらない。

- (7) 生田滋「對外關係からみた琉球古代史—南島稻作史の理解のために」(渡部忠世・生田滋編『南島の稻作文化—與那國島を中心に—』法政大學出版局 一九八四)。なお前期は第一期(一三七二—一三八二)・第二期(一三八三—一四三九)・中期は第三期(一四四〇—一四七七)、第四期(一四七八—一五〇六)、第五期(一五〇七—一五一七)、後期は第六期(一五一八—一五四八)、第七期(一五四九—一六〇九)により構成される。

- (8) 氏の認識では、第一期から第七期まで、二年一貢↓一年一貢もしくは一年二貢↓一年一貢↓二年一貢↓一年一貢↓二年一貢と變遷し、第六期と第七期については進貢船に中國のいわゆる「字號船」ではなく、琉球で建造された船が用いられるようになった時点を劃期としている。ただし氏の示すこれ

らの朝貢頻度は、明朝によって定められた、いわゆる「貢期」ではなく、必ずしも規則的ではない朝貢状況から推定された「原則」に過ぎない。現實の朝貢頻度の變遷は後掲のグラフに見られるように、必ずしもこの「原則」に従うものではなかったと考えられる。

- (9) 三山別の朝貢頻度の集計には和田久徳「明實錄の沖繩史料(1)」(『お茶の水女子大學人文科學紀要』第二四卷第二分冊 一九七二)、「明實錄の沖繩史料(2)」(『南島史學』創刊號 一九七二)、「明實錄の沖繩史料補正」(『歴代寶案研究』第三・四合併號 一九九三)、野口鐵郎『中國と琉球』(開明書院 一九七七)所收「琉明往來表」を、朝貢船派遣頻度の集計には赤嶺誠紀『大航海時代の琉球』(沖繩タイムス社 一九八八)所收「進貢船一覽表」を、それぞれ参照した。なお朝貢船派遣頻度については基本的に『歴代寶案』によって確認できる洪熙元年(一四二五)以後のみを對象とし、『歴代寶案』でその關連文書が缺落している期間(一四四二・正統七—一四六二・天順六)を含む一四四〇年代・一四六〇年代については『明實錄』によって補足している。

なお本論考において「朝貢」として扱う事例は、必ずしも定期朝貢のみを對象とするものではなく、慶賀・謝恩などの名目によるものも含めて朝貢關係を前提とした使節派遣に附隨する貿易活動、すなわち「朝貢貿易」の機會を獲得しうる諸事例とする。

- (10) 『明太祖實錄』洪武一六年正月丁未の條。この年を境とし、その前後の朝貢頻度を比較すると、洪武五年から一六年

までの十二年間に中山は八回、山南は二回、山北は一回であるのに對し、洪武一七年から三一年までの十五年間に中山は二三回、山南は一回、山北は九回となつて、格段の差がある（なおその他派遣主體が「琉球」とのみ記されている事例が一例あるが、前後の記事から中山・山南・山北の各使節を總稱したものと思われる）。また一三八〇年代のみで集計しても、洪武一六年（一三八三）以前の四年間に中山三回、山南二回、山北一回であるのに對し、洪武一七年以後の六年間に中山七回、山南四回、山北四回となり、頻度においてはほぼ倍増していることが見て取れる。

- (11) 一四〇〇年代のグラフの落ち込みは、『明實錄』の洪武三一年（一三九八）六月から洪武三五年（建文四・一四〇二）六月までの約四年間の記事缺落による。これは靖難の役に勝利した永樂帝が建文帝治世の事跡を抹殺したためのものであり、よつてグラフの一三九〇年代の数値は約八年半、一四〇〇年代の数値は約七年半の集計値となる。

- (12) なお宣徳四年の三山統一については、和田久徳「琉球の三山統一についての新考察」（『お茶の水大學人文科學紀要』第二八卷 一九七五）、『琉球國の三山統一再論』（『東方學會創立四十周年記念東方學論集』 一九八七）、生田滋「琉球國の『三山統一』」（『東洋學報』第六五卷第三・四合併號 一九八四）等によつて異論が提示されている。

- (13) 一四七〇年代以後の減少の主要因として、後述する如く成化一一年（一四七五）の二年一貢への貢期制限が考えられるが、既にそれ以前から急激な減少傾向が見られる。

- (14) 小葉田氏によれば、護送船とは「進貢方物を附送するため

- の遣船」、補貢船とは「前貢年の進貢物を補貢するもの」、接貢船とは朝貢使節の迎接のために派遣された船であつたという（同氏前掲註（2）書、一五四―一五七頁）。

- (15) 作表に當つては『歷代寶案』收錄の執照文に基づく數値について、赤嶺前掲註（9）書所收「進貢船一覽表」を参照した。

- (16) 小葉田前掲註（2）書、一七八―一七九頁。または註（8）の生田氏の指摘。

- (17) なお以下掲げる朝貢品・附搭貨物の統計は、『歷代寶案』に依據して作成された小葉田氏の「馬匹・硫黃進貢表 其一」（同氏前掲註（2）書、二六八―二七四頁）「附搭貨表 其一」（同書、二九八―三〇三頁）をもとに作成したものである。

- (18) 平田守「琉明關係における琉球の馬」（『南島史學』二八號 一九八六）。

- (19) 『歷代寶案』以前の硫黃の進貢斤量は、小葉田前掲註（2）書の二六六頁に表の形でまとめられているが、洪武一九年の事例（一萬一千斤）を除けば、概ね二千〜四千斤前後であり、洪武・永樂年間においては未だ硫黃の供給體制は確立されていなかったと考えられる。なお琉球における硫黃の產出地としては、硫黃島が知られている。

- (20) 『明太祖實錄』洪武五年正月甲子の條、同年一二月壬寅の條。

- (21) 『明太祖實錄』によると、東アジア・東南アジアに對する

ものに限ってみても、洪武元年（一三六八）二月には高麗・安南へ即位を知らせる使者が派遣され、洪武二年（一三六九）正月には日本・占城・爪哇・西洋諸國に同じく使者の派遣が決定された。また洪武三年（一三七〇）八月には暹羅・三佛齊・淳泥・眞臘などの國へ使者が派遣されている。

これに對する諸國の反應を見ると、安南の入貢は洪武二年六月、高麗の入貢は同年八月、占城の入貢は同年九月、爪哇・西洋の入貢は洪武三年九月、淳泥の入貢は洪武四年八月、三佛齊・暹羅の入貢は同年九月、日本の入貢は同年一〇月、眞臘の入貢は同年十一月などとなっている。

(22) 同氏著、外間みどり譯『明洪武期の中琉關係』（『浦添市立圖書館紀要』第四號 一九九二）。

(23) 高良倉吉『アジアの中の琉球王國』（吉川弘文館 一九九八）、六二一六四頁。

(24) 『明太祖實錄』洪武七年二月乙卯、同九年四月甲申朔の各條。ただし平田前掲註（18）論文では、この時の市馬は四〇匹と數が少ないことなどから、「馬を得るのが目的であったとは考えにくく、琉球に對價としての磁器・鐵釜をもたらすという羈縻政策的な目的によるものとしている」。

(25) 『明太祖實錄』洪武一五年二月乙丑の條。

(26) 『明太祖實錄』洪武一六年正月丁未、同年九月己未の各條。

(27) 佐久間重男「明初の日中關係をめぐる二、三の問題―洪武帝の對外政策を中心として―」（同氏著『日明關係史の研究』吉川弘文館 一九九二）、六三頁。

(28) 『明太祖實錄』洪武一三年五月己未、同一四年七月戊戌の各條。

(29) 『明太祖實錄』洪武一三年九月甲午の條。

(30) 如瑤は日本國王良懷の使者として派遣されたのであるから、彼の事跡について征夷將軍を責めるのは不自然であるが、一方國王宛の文書では彼について全く觸れておらず、またこの時期の懷良親王、もしくは征西將軍府に明朝への派遣船を出すだけの勢力が残っていたとは考えにくい（佐久間前掲註（27）書論文、六六―六七頁參照）。あるいは如瑤を實際に派遣したのは足利義滿であり、表向きは良懷の派遣を装っていたとも考えられる。

(31) 『明太祖實錄』洪武一四年七月戊戌の條。また『明太祖文集』卷一六にも「設禮部問日本國王」「設禮部問日本將軍」の兩文書が收録されている。

(32) 檀上寛「明初の海禁と朝貢―明朝專制支配の理解に寄せて―」（『明清時代史の基本問題』汲古書院 一九九七）を參照のこと。なお海禁令は『明太祖實錄』洪武一四年一〇月己巳の條。海防體制の強化は『萬曆大明會典』卷一〇五、禮部六三、朝貢一、日本國の條。勘合制度の開始は『明太祖實錄』洪武一六年四月乙未の條。

(33) 以上の議論の内、明朝の對日本外交の行き詰まりと琉球への優遇の強化という視點に關しては、一九九七年一月二二日の海域アジア史研究會において、當時神戸大學の學部生であった山守功二氏から示唆を受けたものである。

(34) 田中健夫『中世對外關係史』（東京大學出版會 一九七

五)、第二章 冊封關係の成立、および第四章 明および朝鮮との通交貿易の展開、佐久間前掲(27)書、第一編第二章 永樂帝の對外政策と日本、および第三章 明代中期の對外政策の推移と日中關係 等を参照のこと。なお柴山の琉球への派遣については、宮田俊彦「内官柴山四度の渡琉—初期の琉明貿易—」(『茨城大學人文學部紀要』第七號 一九七四)を参照のこと。

(35) 小葉田淳『中世日支通交貿易史の研究』(刀江書院 一九四一)、三八頁。

(36) 『明太祖實錄』洪武五年一〇月甲子の條。

(37) 安南の貢期については『明太祖實錄』洪武八年六月甲午、同九年五月甲寅、同十二年二月己酉の各條などで三年一貢を遵守すべきことが繰り返し強調されている。

(38) 例えは洪武三年(一三九〇)閏四月には廣西布政使司からの安南の使者が入貢したとの奏に對し、洪武帝は既に三年一貢を命じているので速やかに歸國させ、三年経ってから來朝させるように指示している。『明太祖實錄』洪武三年閏四月乙丑の條。

(39) 『皇明祖訓』の原型は洪武六年に成立した『皇明祖訓錄』であるが、洪武二八年に再編されて『皇明祖訓』となった。

『皇明祖訓』の大琉球國の條には、「朝貢不時」の文言に續けて「王子及陪臣之子、皆入太學讀書、禮待甚厚。」とある。琉球から國子監への留學生(官生)が派遣されたのは洪武二五年以後のことであるから、この大琉球國に關する記述は洪武二八年の再編時に追加されたものであろう。

(40) 『明宣宗實錄』宣德元年四月丁丑、同七年三月丙子の各條。『歷代寶案』第一集第一六卷第七號文書(以後、一一一六—〇七と表記)、一一一六—一三、一一一六—二〇、一一一六—二一など。

(41) 小葉田前掲註(2)書、一六九頁。

(42) 『明太宗實錄』永樂四年正月己酉の條、『明宣宗實錄』宣德四年五月壬戌の條、『明英宗實錄』正統元年閏六月癸巳、同一年三月壬寅の各條。

(43) 例えは高麗の使節が海路と陸路の兩方からやってきた事に對して臣下の禮ではないと叱責した事例(『明太祖實錄』洪武一七年五月是月條)を參照。

(44) 例えは黃佐『南雍志』事紀二、永樂一一年八月乙未(己未の誤りか?)條。

琉球官生李傑、因其父仲進貢至京有疾、欲送仲至福州、還監卒業。禮部引啓、遣人材田駿喜護傑、送至福州、仲既登舟歸國。傑遂復監。

琉球の入貢窓口として、當然のように福州が利用されていた様子が窺える。

(45) 『明宣宗實錄』宣德七年四月甲寅の條。

(46) 『嘉靖瑞安縣志』卷二、建置志、郵置、館驛の條。

東安館驛、在大東門外、東安寺後、宣德壬子建。先是□(夷か?)人貢方物、寓城中擾民、何守文淵奏建館驛于此、以處之、靡宇、今廢址存。

(47) 龜井明德「琉球陶磁貿易の構造的な理解」(『專修人文論集』第六〇號 一九九七)。

(48) 『萬曆大明會典』卷一〇八、朝貢通例。勘合を發給された國として、暹羅・日本・占城・爪哇・滿刺加・眞臘・蘇祿國東王・蘇祿國西王・蘇祿國峒王・柯支・淳泥・錫蘭山・古里・蘇門答刺・古麻刺の一五箇國が列擧されている。

(49) なおこの他にも、洪武二五年（一三九二）から宣德元年（一四二六）まで南京國子監に滞在していた琉球官生の存在も無視できない。彼等は國子監への留學生であると共に、琉球の朝貢業務等に關與し、琉球の交易活動にも相當の貢獻をしたものと考えられる。拙稿「明代初期における琉球の官生派遣について―『南雍志』にみる國子監留學生の位置附けとして―」（『歴代實案研究』第六・七合併號 一九九六）を参照のこと。

(50) 久米村の存在が史料的に確認できるのは、一五世紀後半以後である。朝鮮の申叔舟撰『海東諸國記』（一四七一年成立）所收「琉球國之圖」には「久面里」という表記が見られる。またかつての久米村に存在した下天妃宮の創建は永樂二年（一四二四）であり、久米村の原型がそれ以前に形成されていたことを窺わせる。富島壯英「明末における久米村の衰退と振興策について」（『第一屆中琉歷史關係國際學術會議論文集』國學文獻館 一九八七）参照のこと。

(51) 東恩納寛惇「三十六姓移民の渡來」（『東恩納寛惇全集』第三一書房 一九七九）など。

(52) 眞榮平房昭「琉球―東南アジア貿易の展開と華僑社會―」（『九州史學』第七六號 一九八三）。

(53) 田名眞之「古琉球の久米村」（『新琉球史』古琉球編 琉

球新報社 一九九〇）。

(54) 謝必震「中國與琉球」（廈門大學出版社 一九九六）、第二章 閩人三十六姓移居琉球、方寶川「關於明初閩人移居琉球若干問題的再思考」（『第五屆中琉歷史關係學術會議論文集』福建教育出版社 一九九六）等。なお李玉昆「中琉關係史研究述略」（『海交史研究』一九九二年第一期）、三、明代閩人移居琉球問題研究の項は、一九九一年以前の中國における論争をまとめており、簡便である。

(55) なお傅朗・謝必震「明實錄」中確有「洪武二十五年賜琉球閩人三十六姓」的記載（『海交史研究』一九九三年第一期）は、『明實錄』に依據して著述された『中山沿革志』に該當の記事が存在する點に注目し、本來の『明實錄』にも該當の記事が存在したはずであるとする見解を示すが、積極的・具體的根據に乏しく贊同できない。

(56) 『歴代實案』一一一六―一九、宣德六年九月初六日附、中山王尙より禮部宛咨文。

琉球國中山王尙 爲還鄉事。近據長嶺潘仲孫告稱、年八十一歲、原係福建福州府長樂縣十八都民。於洪武二十三年欽報相水、邇年駕船、往來進貢。至永樂三年蒙受火長身役、徑今年老、無力駕駛船隻。欲回原籍住坐。告乞施行。得此。參照本人係是欽報人數、合令附船前去。理合移咨。煩就行屬、回鄉住坐便益。咨請施行。須至咨者。

右咨禮部

宣德六年九月初六日

(57) 『歴代實案』一一一七―一五、天順八年（一四六四）八月

初九日附、國王より禮部宛咨文。

- (58) 『萬曆大明會典』卷二〇、戸部七、戸口二、賦役、優免差役の項。なお若見宏『明代徭役制度の研究』（同朋舎 一九八六）、一〇九頁には優免差役の状況が簡潔に整理されており、参考になる。

- (59) 趙翼『廿二史劄記』卷三二、明初徙民之令の項、横田整三「明代に於ける戸口の移動現象について」（『東洋學報』第二六卷第二號 一九三九）、倉持徳一郎「明初における富民の京師移徙―所謂「富戸」の設定―」（『石田博士頌壽記念東洋史論叢』 石田博士古稀記念事業會 一九六五）など。

- (60) 『明太宗實錄』永樂九年四月癸巳の條に見られる長史程復は、四十年に涉り琉球王を補佐したとあり、逆算すれば彼は洪武五年前後には既に琉球王に仕えていたことになる。

- (61) 小葉田前掲註(2)書、二二二―二三三頁。

- (62) 詳細は鄭樸生『明・日關係史の研究』（雄山閣出版 一九八五）、表一 海外諸國入貢一覽表、もしくは Anthony Reid, *Southeast Asia in the Age of Commerce 1450-1680*, Vol. 2, 1993, Yale University Press, Table 1. Frequency of tribute missions to China 等を参照のこと。
- (63) 『明英宗實錄』正統二年六月甲申、同一一年七月己巳の各條。

- (64) 『明英宗實錄』正統八年七月辛巳の條。

- (65) 小葉田前掲註(35)書、第二章第四節 寶德度の遣明船。

- (66) 『明英宗實錄』景泰四年二月甲申の條。

- (67) 『明英宗實錄』景泰五年正月乙丑の條。

- (68) 小葉田前掲註(35)書、第六章第二節 所謂永樂・宣德要約の疑問とその真相、佐久間前掲註(27)書、第一編第三章 明代中期の對外政策の推移と日中關係 等を参照のこと。

- (69) 『明英宗實錄』正統元年八月甲申の條。

- (70) 田中健夫『倭寇―海の歴史』（教育社 一九八二）。

- (71) 『明英宗實錄』正統四年五月庚午、七年五月丁亥、同年六月壬子、八年六月乙酉、同年七月庚申、景泰四年二月甲辰、天順三年九月壬午の各條。なおその他にも同書、正統十四年三月癸巳「海賊」、同年四月丁巳「彼（福州府福寧縣）賊」、同年五月戊子「處州流賊」／「福建汀州等處流賊」、「海賊陳萬寧」、同年九月丙午「賊首黃蕭養等」、「明憲宗實錄」成化七年二月癸巳「海賊」、同一八年二月辛丑「海賊」、同二十年二月辛未「通番巨舟」の各條に海寇の記事がみられるが、これらはひとまず倭寇とは區別すべきであろう。

- (72) 『明英宗實錄』正統五年正月丙寅の條では、「近因海道寧息、因循懈怠、……」とあり、同八年三月辛酉の條では、「今海道未寧、……」とあり、同一三年五月辛亥の條では、「即今海道無虞」とある。正統四年から八年にかけての倭寇の活動を念頭に置いた認識の變化を示すものということができよう。

- (73) 『明英宗實錄』景泰三年六月辛巳の條。

- (74) 『明英宗實錄』景泰六年三月乙丑の條。

- (75) 例えば『明英宗實錄』正統四年八月庚寅、同一三年正月壬子などの各條には、琉球人の「騷擾」事件が報告されている。

(76) 『明英宗實錄』正統四年七月甲戌、同九年五月戊午、同一  
 年四月丁巳の各條。

(77) 『明英宗實錄』景泰元年五月丁卯の條。

禮部奏、琉球國通事程鴻等言、朝貢回還、欲往暹羅國、  
 貨買蘇木等物。不意中途遭風壞船、不能回國。欲將賞賜  
 綵幣等物、買木料、倩工匠、造船回還。宜從所言、移文  
 福建三司、聽其自造、不許侵擾軍民。從之。

(78) なおこの史料の解釋について、小葉田氏は洪武・永樂年間  
 に賜與された海船三十隻の内、正統四年段階には七隻のみが  
 殘存していたと解釋し、洪熙年間以後に賜與された海船はこ  
 の船數に含まれないとしているが(同氏前掲註(2)書、一七  
 一頁)、文面からは必ずしもそうとは言えない。『歷代寶案』  
 等に見られる宣德年間以降の下賜の事例も多きは船の破損に  
 伴うものであり、總數は減りこそすれ、増えるものではなかつたのではないか。

(79) 『明英宗實錄』天順三年三月甲申の條。

(80) 『歷代寶案』一一一七—一六、『明憲宗實錄』成化一〇年  
 四月丙辰の條。なお琉球の交易活動における銅錢の役割につ  
 いては、眞榮平房昭「一五・一六世紀における琉球—東南ア  
 ジア貿易の歴史的位位置」(『琉大史學』第二二號 一九八二)  
 を参照のこと。

(81) 『明英宗實錄』正統二年二月壬申の條。

(82) 『明憲宗實錄』成化五年四月丙辰の條。

廣東市舶司奏、有番船被風吹、至九星洋。審知是琉球國  
 所遣使臣來貢者。告欲貿易土貨、往福建造船回國。禮部

覆奏、宜移文廣東巡撫等官、嚴加譯審、果無虛詐、方許  
 貿易。仍諭各夷、今後進貢、務由福建故道。且禁約下  
 人、不得因而侵損、失彼向化之心。從之。

(83) 『明孝宗實錄』弘治元年正月甲子の條。なお同年三月戊寅  
 の條では、既に朝貢品などが京師に到着しているという事情  
 が考慮されて、正・副使以外への回賜品の額を半減させて朝  
 貢自體は受理すると同時に、以後は舊例によって處分するこ  
 とを嚴命している。

(84) なお小葉田氏前掲註(2)書、第二篇第四章第一節、福建省  
 舶提學司及び驛廠によると、成化五年に巡撫張瑄の議によつて  
 福建省市舶司が泉州から福州に移轉されたという。貢道の一  
 元化と軌を一にしている點は注目値する。市舶司の移轉も  
 琉球の朝貢活動に對する管理強化の意圖から實行されたと考  
 えることも可能であらう。

(85) 『明憲宗實錄』成化八年四月丁亥の條。

(86) 『歷代寶案』一一〇一一二、成化一二年四月二〇日附、  
 中山王宛の詔敕。

皇帝敕諭琉球國中山王尙圓。先該王差來使者沈滿志并通  
 事蔡璋等、赴京進貢。已照例賞賜、差人伴送至福建地  
 方、打發登船去訖。不期船到外海阻風、於成化十年六月  
 初八日、有本船不知姓名番人潛行發岸、將福州府懷安縣  
 四都居民陳一官夫妻殺死、燒毀房屋、所有家財猪雞等  
 物、盡被劫掠前去。其鎮守等官、審據被害之家隣右人等  
 供報明白、具實奏聞。今因王國差來正議大夫程鵬等回  
 還、特降敕省諭。敕至、王宜質問蔡璋等不行鈐束之罪、

并追究殺人放火行兇番人、依法懲治。今後二年一貢、每船止許壹百人、多不過二百五十人、除國王正貢外、許照例附搭胡椒等物、其餘正副使人等、不許夾帶私貨前來買賣、及在途生事、擾害平民、打攪官府、有累國王忠順之意。王其省之。省之。故諭。

成化十一年四月二十日〔廣運之寶〕

(87) 『明憲宗實錄』成化一三年四月丙寅、同一四年四月己酉、

同一六年四月辛酉、同一八年四月癸丑の各條。また『歷代寶

案』一〇一一二五、一一二二一。

(88) 『明武宗實錄』正德二年三月丙辰の條。

(89) 『明世宗實錄』嘉靖元年五月戊午の條。

(90) 前掲の生田氏は琉球が一年一貢となった時期を正統五年(一四四〇)に設定しているが、これまで『明實錄』により

確認してきた琉球の朝貢状況による限り賛同できない。

(91) 『明孝宗實錄』弘治一四年七月甲戌の條。なお弘治年間以降、朝貢使節の附搭貨物に對しても五割の高率で抽分、すなわち現物納による關稅徵收が行なわれるようになっていたが、この史料では、琉球に對してはさらに「折耗」分として

百斤毎に五十斤の徵收が行なわれていたことも記されている。

(92) 例えば眞榮平前掲註(80)論文によれば、琉球は銅錢の缺乏に對して独自の銅錢鑄造を行ない、事態の打開を圖ったという。

(93) 安里進「寨官と大型グスクの時代」(『新琉球史』古琉球編)。

(94) 『中山世譜』卷五、尙泰久王、附記。また『明英宗實錄』

景泰五年二月己亥の條。

(95) 『那覇市史』通史編第一卷 前近代史(那覇市役所 一九

八五)、第二編第四章第一節 琉球王國の成立の項、または

「統一王國形成期の對外關係」(『新琉球史』古琉球編)を参照のこと。

(96) 『李朝世祖實錄』八年(天順六・一四六二)二月癸巳の條。

(97) 高良倉吉『琉球王國の構造』(吉川弘文館 一九八七、一一五頁)。

**THE MING DYNASTY'S TRIBUTARY RELATIONS  
WITH RYUKYU AND ITS CHANGE  
—PARTICULARLY IN THE 14TH AND 15TH CENTURIES—**

OKAMOTO Hiromichi

This article is to explore the crucial factor to the prosperity of Ryukyu as a maritime trade power considering her tributary relations with the Ming dynasty.

According to the statistical analysis of the Ryukyuan tributary trade with the Ming dynasty based on *Ming shi-lu* 明實錄 and *Li-dai bao-an* 歷代寶案 made here, its peak period was from 1383 to the 1450's at the latest, which was earlier than the time recent view suggested.

For the purpose of making Ryukyu, the maritime power a part of the tributary system, the Ming dynasty adopted favorable policies towards Ryukyu, like allowing her to dispatch the tributary missions at any time, to get several junks, to arrive in Chinese ports freely to a certain extent, and to accept Chinese people who were dispatched officially. These policies were closely related to the termination of the diplomatic negotiations with Japan for the control over Wo-kou 倭寇, Japanese pirates, and caused Ryukyu to become the maritime trade power.

In the 1440's, the Ming dynasty changed its attitude towards overseas countries including Japan, and began to restrict their tributes. However, the restrictions on the Ryukyuan tributary trade became obvious only in the 1460's, because the Ming dynasty realized that it was possible that Ryukyu cooperated with southern Chinese pirates. The Ryukyuan tributary trade declined due to these restrictions. Indeed the issue of centralization took place in Ryukyu at the same time was related to these changes.